

共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育

共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めます。

- 1 多様な学びの場における適切な指導支援の充実
- 2 特別支援教育に関する専門性の向上
- 3 途切れのない支援体制の充実

【津市教育振興ビジョン後期基本計画 基本施策2「学校教育の充実」施策6 特別支援教育の推進】

途切れのない支援体制

就学相談の充実

- ・就学相談体制の充実による適切な就学支援
- ・担当部局等との連携

スタートアップ支援

- ・学校サポーターによる入学後のスタートアップ支援
- ・入学後の「学びの場の見直し」等も含めた、フォローアップ体制の強化

相談支援体制の充実

教育研究支援課を窓口とした特別な支援を必要とする児童生徒への対応についての相談支援体制の充実

多様な学びの場における指導支援

通級指導教室の充実

通級指導教室における指導のより一層の充実とともに、通級指導教室における指導のノウハウをいかした、通常の学級での指導支援の充実

ICTの活用等、適切な指導支援

ICTの活用も含めた一人一人の教育的ニーズに合わせた適切な教材等の活用による、指導支援の工夫

交流及び共同学習の充実

障がいの有無にかかわらず、子どもたちが互いに目標を持ちながら、同じ場で学ぶ「交流及び共同学習」の充実

専門性及び指導力の向上

特別支援教育に係る研修の充実

すべての教職員が特別支援教育の視点を持った指導を行えるよう特別支援教育に係る研修会の充実

特別支援教育に係る授業改善

- ・ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり
- ・個別の指導計画に基づいた自立活動の授業づくり

特別支援教育指導者育成研修

特別支援教育を推進する中心的な役割を担う教員を養成するため、年間13回程度の連続講座を実施

個別の指導計画の作成と活用